

平成28年11月18日

総務大臣
山本 早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照

答 申 書

平成28年9月27日付け諮問第3088号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。